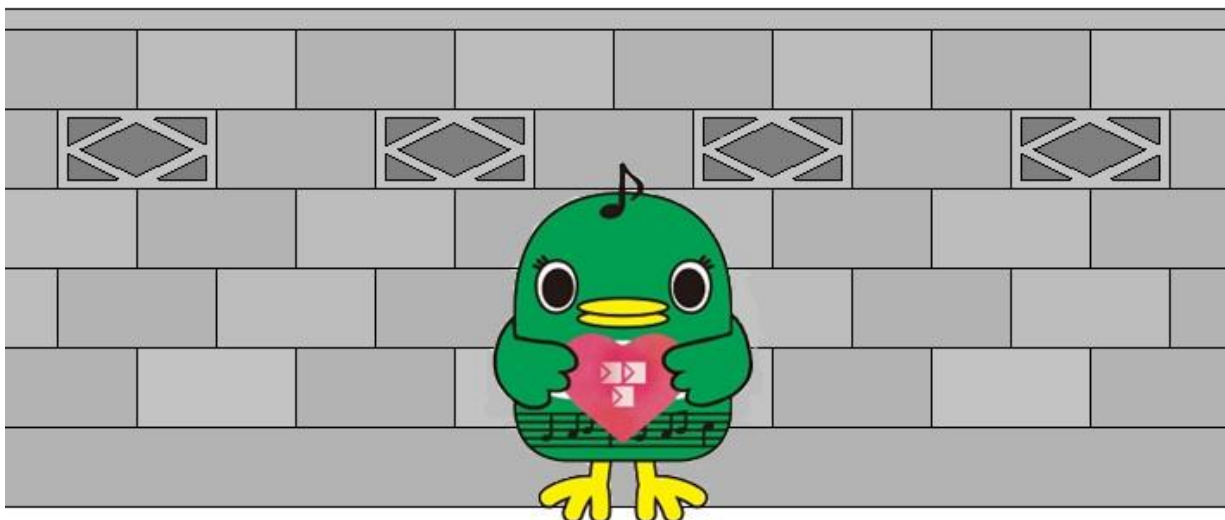


令和3年度  
危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助事業  
補助金申請の手引き



ブロック塀等による被害を無くすために、  
今できることがある。

## 1 制度の概要

本補助金は、地震に対するコンクリートブロック塀等の安全性の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりを推進するために、地震時に倒壊の恐れのある危険コンクリートブロック塀等の安全対策に要する撤去経費の一部を補助するものです。

### (1) 対象事業

避難路に面する危険コンクリートブロック塀等の撤去のうち、特定施工者が行うものが、対象となります。



#### 特定施工者とは？

建設業法の許可を受けている者、若しくは建設リサイクル法に基づき千葉県知事の登録を受けた者をいいます。なお、特定施工者の選定にあたっては、市内・市外いずれの業者でもお選びいただけます。

### (2) 対象となる危険コンクリートブロック塀等

補助金の対象となる危険コンクリートブロック塀等は、次の条件にすべてに該当するものです。

- コンクリートブロック造、石造、れんが造及びその他これらに類する塀
- 避難路に面して築造されたもの
- 塀の高さが原則として1.2メートルを超えるもの
- 職員が現地調査を行い、倒壊等の危険があると判断されたもの



#### 危険コンクリートブロック塀等の範囲は？ part1

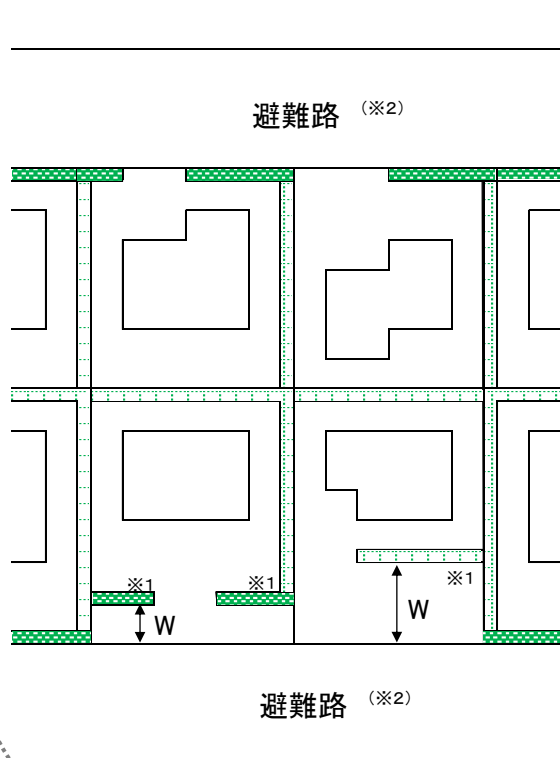
上記に掲げるものが対象になりますが、危険コンクリートブロック塀等に附属する門柱、門扉、フェンス及び擁壁は対象ではありませんので、ご注意ください。

補助申請を行う場合は、危険コンクリートブロック塀等の撤去と、門柱、門扉、フェンス及び擁壁の撤去とで、工事費の見積額を別々に取得する必要があります。



## 危険コンクリートブロック塀等の範囲は？ part2

補助金の対象となる危険コンクリートブロック塀等は、危険コンクリートブロック塀等であることのほか、避難路<sup>※2</sup>に面していることが条件となり、次の図に示すとおりとなります。よって、隣地に面している危険コンクリートブロック塀等は、補助金の対象外になります。



※1 避難路から後退している場合

道路等から危険コンクリートブロック塀等が後退している場合には、塀の高さ(H)と後退距離(W)が次の関係性を確認し、補助対象か補助対象外かを判断します。


○ 補助対象  $H > W$

× 補助対象外  $H \leq W$

※2 避難路

市が指定した避難時に使用する道をいう。(習志野市耐震改修促進計画第3 6 (4)に定める)

《凡例》

 補助対象

 補助対象外

### (3) 対象者

補助金の交付を受けることができる対象者は、次の条件にすべて該当するものになります。

- 危険コンクリートブロック塀等の所有者又は管理者であること
- 市民税、固定資産税又は都市計画税を滞納していないこと
- 土地の販売及び賃貸を目的とし、整地や建物解体工事をする際に危険コンクリートブロック塀等を除却するものでないこと



2人以上で危険コンクリートブロック塀等を所有している場合は  
どうしたらいいの？(P19 参考様式 参照)

所有者が複数存在する場合には、その者らが代表として選出した者が対象者となります。また、管理者が対象者となる場合には、所有者から同意を得ることになりますが、この場合においても所有者が複数存在する場合には、すべての所有者から同意を得ることが条件となります。

#### (4) 補助金の額

次のいずれかのうち、最も小さい額が補助金の額になります。なお、千円未満の端数は切り捨てます。

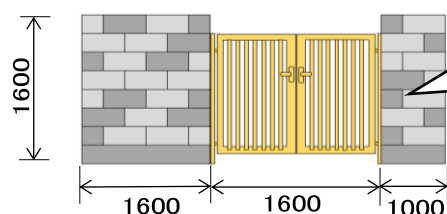
- ① 補助対象の撤去工事に係る費用の2分の1を乗じて得た額
- ② 補助対象の撤去する塀の長さ1m当たり1万円を乗じて得た額
- ③ 10万円



補助金の算定方法は？

##### 【施工条件】

- ◎ 工事に要した費用 9万円 (門柱、門扉の撤去工事を除いた費用)
- ◎ 撤去する塀の長さ 2.6m (1.6m+1.0m)



門柱、門扉は補助対象外



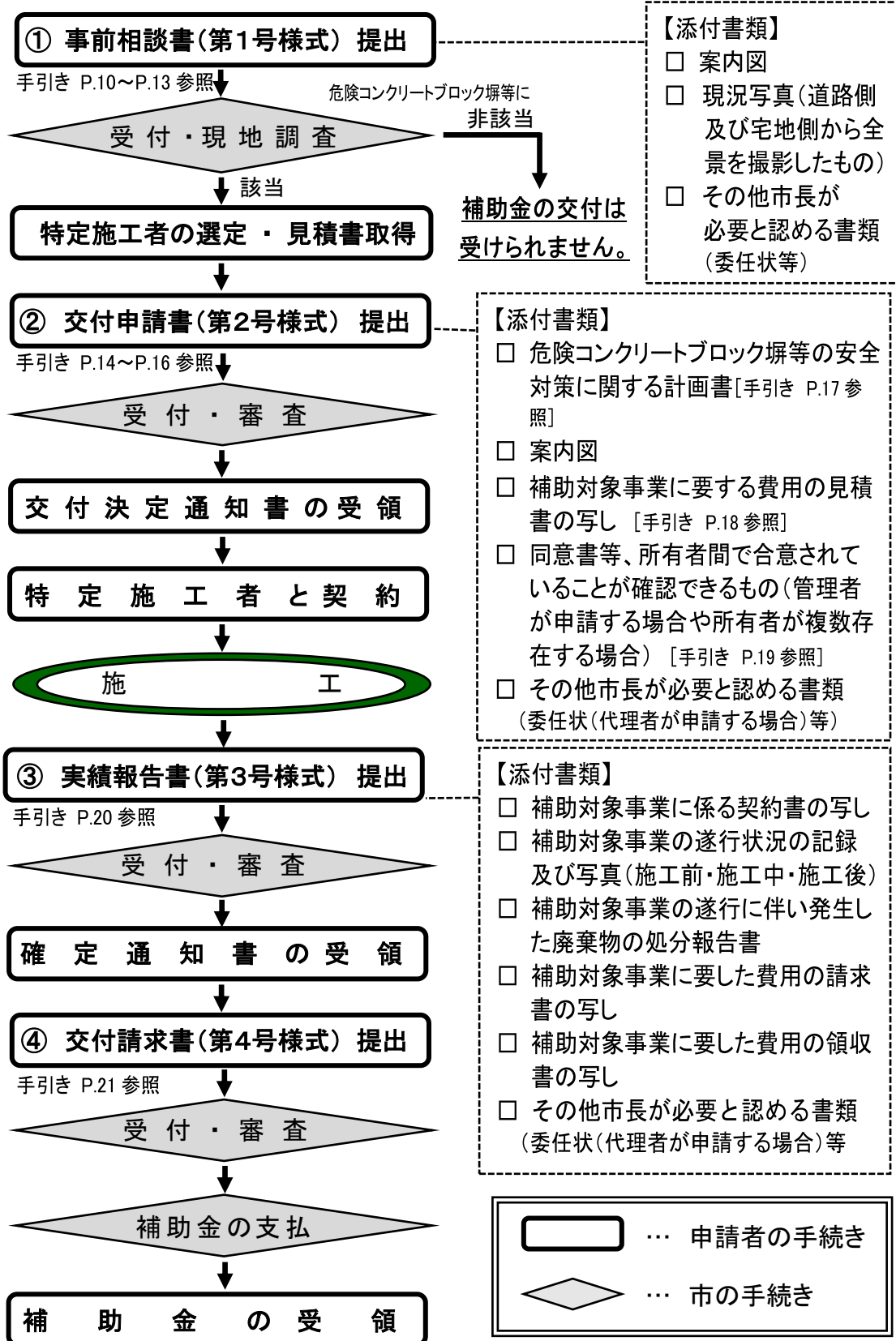
- ① 撤去工事に係る費用の2分の1を乗じて得た額  
 $9万円 \times 1/2 = 4万5千円 \dots \text{A}$
- ② 撤去する塀の長さ1m当たり1万円を乗じて得た額  
 $2.6m \times 1万円 / m = 2万6千円 \dots \text{B}$
- ③ 10万円(上限)  $\dots \text{C}$

A、B、Cのいずれかのうち、最も小さい額は、Bの額となります。

よって、

補助金の額は、2万6千円となります。

## 2 申請手続きの流れ



① 事前相談 【受付開始日: 令和3年5月6日(木)】

危険コンクリートブロック塀等に該当するか否かの事前相談を行います。事前相談書(第1号様式)に添付書類を添えて、提出しましょう。

令和3年度の補助予定件数は、10件です。

先着順で受付し、予定件数に達した時点で終了します。

職員が現地に伺って状況等の確認を行います。(必要に応じて、敷地内部からの確認を行う場合もありますので御了承ください。)

確認結果については、後日連絡します。

結果により、危険コンクリートブロック塀等に該当した場合には、補助金の交付申請を行うことができます。

② 交付申請

交付申請を行う前に、工事施工者を選定し、見積書を取得しましょう。この時点では、工事施工者と契約をしないでください。契約をしてしまうと、補助金の交付申請が行えません。また、工事施工者は、特定施工者(P. 2参照)でなければなりません。

見積書を取得しましたら、交付申請書(第2号様式)に添付書類を添えて、提出しましょう。提出は、工事施工者との契約及び工事着手以前に行います。

③ 実績報告 【工事完了期限: 令和3年12月28日(火)】

工事は、工事完了期限までに完了させ、速やかに実績報告書(第3号様式)に必要な書類を添えて、提出しましょう。(工事完了後、3週間程度までに提出)

なお、工事完了後、実績報告書が提出されない場合には、補助金が交付できませんので、注意してください。

④ 交付請求

確定通知書を受領しましたら、交付請求書(第4号様式)を提出しましょう。

補助金は、交付請求の日からおおよそ1~2か月で、指定の口座に振り込まれます。

### ⑤代理受領制度について

代理受領制度とは、直接工事施工者が補助金を受け取れる制度です。

代理受領制度を利用する場合は、実績報告書(第3号様式)の5の欄に代理とする補助金の額を記入し、提出しましょう。

交付請求書の提出時には委任状(第5号様式)を添付して提出しましょう。

### 3 補助申請にあたっての注意事項

次の事項を遵守してください。遵守されない場合には、補助金を受けることができない場合もありますので、御注意ください。

- 補助対象事業は、危険コンクリートブロック塀等をすべて撤去することを原則としています。
- 対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理してください。
- 対象事業の遂行により、新たな危険が生じることのないように、安全かつ良好な状態を保ってください。
- 対象事業の遂行にあたって、他の所有者、利害関係者及び第三者等との間にトラブル等が生じた場合には、自身の責任において解決をしてください。
- 対象事業の遂行後、塀やフェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守してください。

**建築基準法第42条に規定する道路境界線(同条第2項のみなし道路境界線を含む)内に、塀やフェンス等を新たに設置しないでください。**

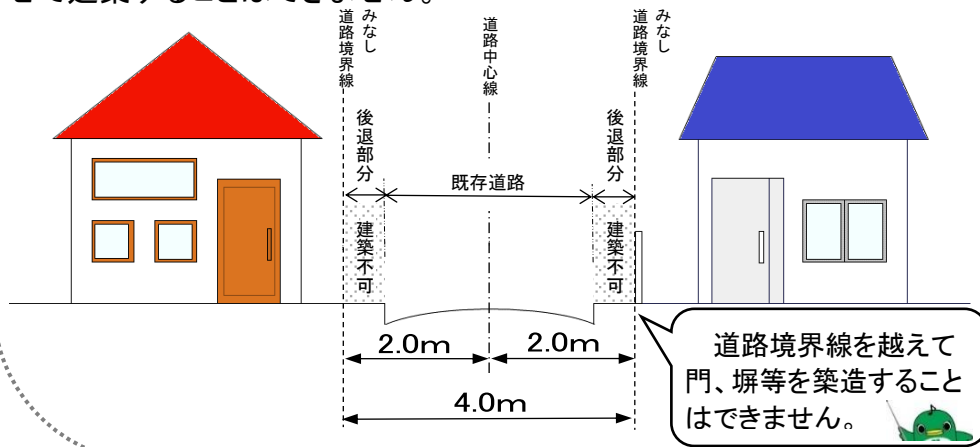


### 建築基準法第42条第2項に規定する道路とは？

建築物は、建築基準法第42条に規定された幅員4m以上の道路に接道しなければ建築することができません。

建築基準法第42条第2項道路は、建築基準法第42条が適用された時点(基準時)に建築物が立ち並んでいた4m未満の道を指定し、その道路の中心線から2m(反対側が線路、川等の場合はその境界線から4m)敷地側に後退させた位置を道路境界線とみなすという規定です。将来的に幅員4mの道路となります。

その後退部分を含めた道路内には、門や塀等を含む建築物や擁壁を突出させて建築することはできません。

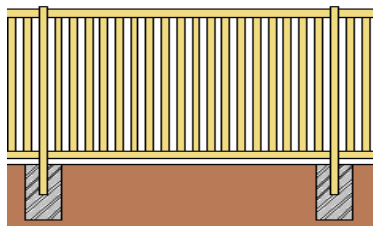


### 撤去後に新設する塀やフェンス等はあるものがあるの？

独立フェンスや連続フェンス等、軽量フェンス等の設置に努めてください。コンクリートブロック塀等を新設する場合には、建築基準法関係規定に適合したコンクリートブロック塀等とし、適切に維持管理を行ってください。

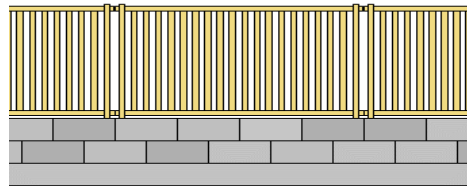
#### ◎ 独立フェンス

独立基礎を用いてフェンスを連続して設置するもの



#### ◎ 連続フェンス

フェンスを連続したブロック塀や基礎の上に設置するもの



※ フェンスは、メーカー等により安全性が確認されたものを設置してください。

# 申請書等記載例



## <作成にあたっての注意事項>

- ・ 申請書は、必ず黒ボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ・ 申請書に押印する印は、事前相談から交付請求まですべて同じもので押印してください。
- ・ 申請書に該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ・ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(修正液、修正テープ等は使用しないでください。)
- ・ 必要な申請書類が、すべて揃っていない場合には、申請の受付ができないことがあります。

申請書の様式は、市ホームページでダウンロードができます。  
また、建築指導課窓口でも入手できます。



(第2面)

確認項目ごとに安全性基準が適合しているか確認し、結果をチェックしてください。

安全性確認(耐震診断)状況等		確認日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
<input checked="" type="checkbox"/> コンクリートブロック造		確認日: 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
確認項目	安全性基準	確認結果	
<p>塀の構造がコンクリートブロック造の場合にチェックし、以下の確認項目を確認してください。</p>	1	以下であること。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	2	こと。ただし、塀の高さが2m超2.2以下の場合、15cm以上であること。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	3	控え壁 塀の長さの3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があること。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	4	基礎 コンクリート基礎があること。	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	5	健全性 傾きやひび割れ等がないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
	6	鉄筋 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横ともに80cm間隔以下で配筋されており、縦筋の壁頂部及び基礎の横筋にそれぞれかぎ掛けされていること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 不明
	7	根入れ 塀の構造が石造、れんが造の場合のみ確認】m以上あること。 塀の構造が石造、れんが造の場合にチェックし、以下の確認項目を確認してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input checked="" type="checkbox"/> 不明
<input type="checkbox"/> 石造、れんが造		確認日: 年 月 日	
確認項目	安全性基準	確認結果	
1	高さ 地盤面から1.2m以下であること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2	厚さ 塀の高さの10分の1以上の厚さがあること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
3	控え壁 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
4	基礎 コンクリート基礎があること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
5	健全性 傾きやひび割れ等がないこと。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
6	根入れ 基礎の根入れの深さは20cm以上あること。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 不明	

※第2面は、平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を基に作成しています。

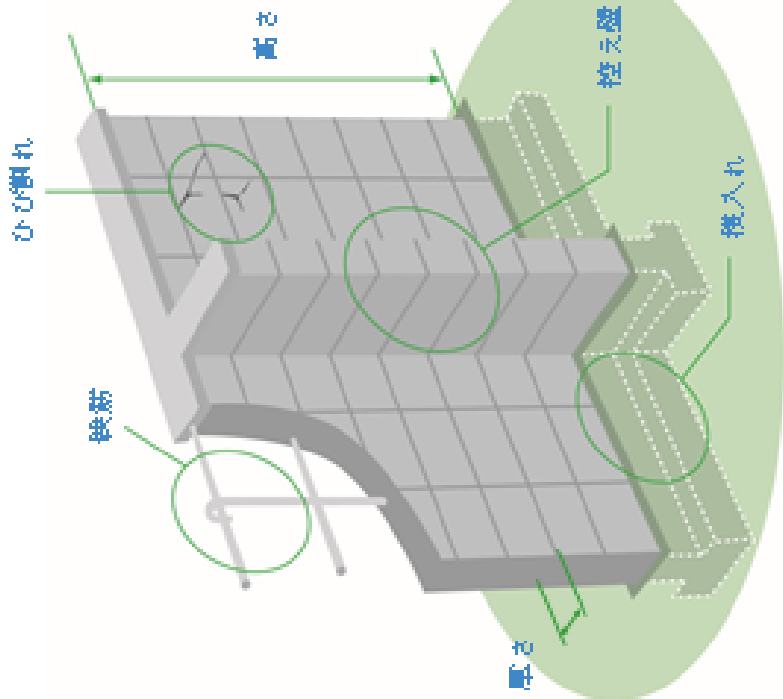
【参考】平成30年6月21日付け国住指第1130号において通知された「ブロック塀等の点検のチェックポイント」



## ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
 ます外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からなことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）
- 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。



基礎造（れんが造、石造、積層のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.3m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 壁に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

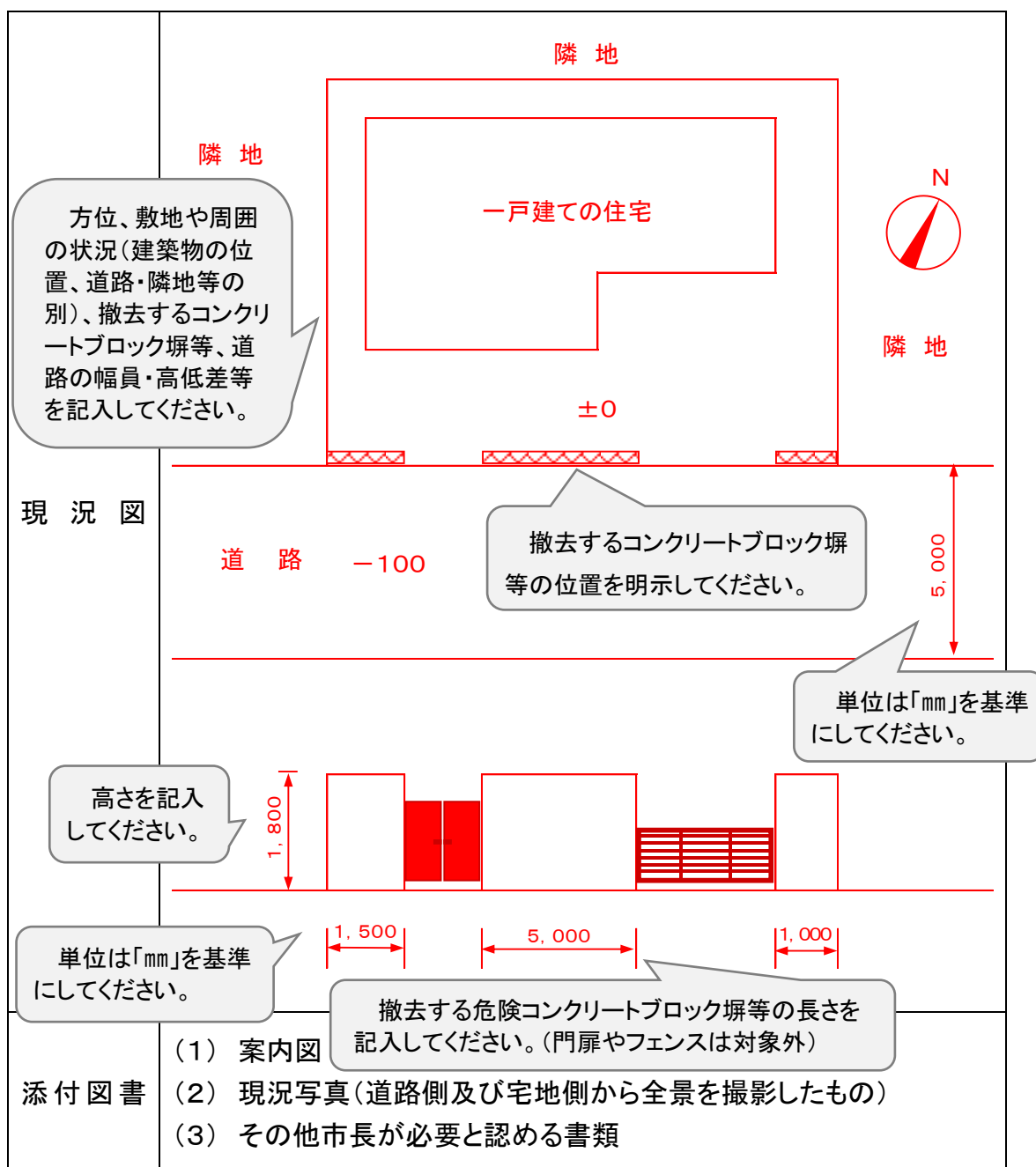
- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

- 4. 基礎があるか
    - ・コンクリートの基礎があるか。
  - 5. 塀は鍵盒か
    - ・塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかき掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

出典：パンフレット「地震からわが家を守る」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

(第3面)



備考

- 1 この依頼書は、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第2条第2号で規定する危険コンクリートブロック塀等に該当し、補助対象事業であるか否かの確認を受けるためのものです。この相談により補助対象事業に該当すると確認され、補助金の交付の申請をしようとする場合は、別途補助金の交付申請手続が必要となります。

第2号様式(第7条)

(第1面)

習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

習志野市長 宛て

住居表示で記入してください。

申請者 住所 習志野市鷺沼2丁目〇番〇〇号  
(フリガナ) ナラシノ タロウ  
氏名 習志野 太郎  
電話番号 047-〇〇〇-〇〇〇〇

習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金の交付を受けたいので、習志野市補助金等交付規則により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付要件確認のため、「市民税、固定資産税及び都市計画税の納付状況」について、調査することに同意します。

1 補助金交付申請額

75,000 円 (F)を記入)

2 補助金の額の算定

危険コンクリートブロック塀等の除却に要する経費の見積額(A)

(A) 165,000 円  $\times 1/2 =$  (B) 82,000 円

※(B)は1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入

除却する危険コンクリートブロック塀等の長さ(C)

(C) 7.5 m  $\times 10,000$ 円 = (D) 75,000 円

※(D)は1,000円未満の端数を切り捨てた額を記入

限度額(E): 100,000円

申請額(F): 75,000 円

((B)、(D)又は(E)のいずれか小さい方の額を記入)

3 工事着工予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 工事完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(第2面)

5 危険コンクリートブロック塀等の概要

所在地	習志野市鷺沼2丁目〇〇-〇〇		
所有形態	<input type="checkbox"/> 単独 <input checked="" type="checkbox"/> 共有( 2 人) <input type="checkbox"/> 管理者		
構造	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 石造 <input type="checkbox"/> れんが造 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
高さ	1.80m	長さ	7.50m
築造年代	<input type="checkbox"/> 年 月築造 <input checked="" type="checkbox"/> 不明		
面する道路	<input checked="" type="checkbox"/> 建築基準法第42条 1 項 5 号 <input type="checkbox"/> その他( )		

地名地番を記入  
してください。

※所在地には、危険コンクリートブロック塀等が存する土地の地名地番を記入してください。

6 特定施工者

氏名	(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 株式会社〇〇工務店 代表取締役 藤崎 一郎
所在地	習志野市大久保1丁目〇〇-〇〇
許可番号 (登録番号)	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業の場合 建設業許可 ( 千葉県 ) <input type="checkbox"/> 大臣 <input checked="" type="checkbox"/> 知事 ( 般 - 29 ) 第 〇〇〇〇〇 号 ( 建築 工事業 ) <input type="checkbox"/> 解体工事業の場合 解体工事業登録 千葉県知事 ( 登- ) 第 号

7 添付図書

- (1) 危険コンクリートブロック塀等の安全対策に関する計画書
- (2) 案内図
- (3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (4) 同意書等、所有者間で合意されていることが確認できるもの(管理者が申請する場合や所有者が複数存在する場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(第3面)

誓約欄

- 1 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理を行います。
- 2 補助対象事業を土地又は建築物の販売及び賃貸を目的として行うものではありません。
- 3 補助対象事業の遂行により、新たな危険が生じることのないよう安全かつ良好な状態に保ちます。
- 4 補助対象事業の遂行後、塀、フェンス等を新たに設置する場合は、建築基準法をはじめとする各種法令を遵守します。
- 5 上記のほか、関係法令等を遵守します。

上記事項を誓約します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

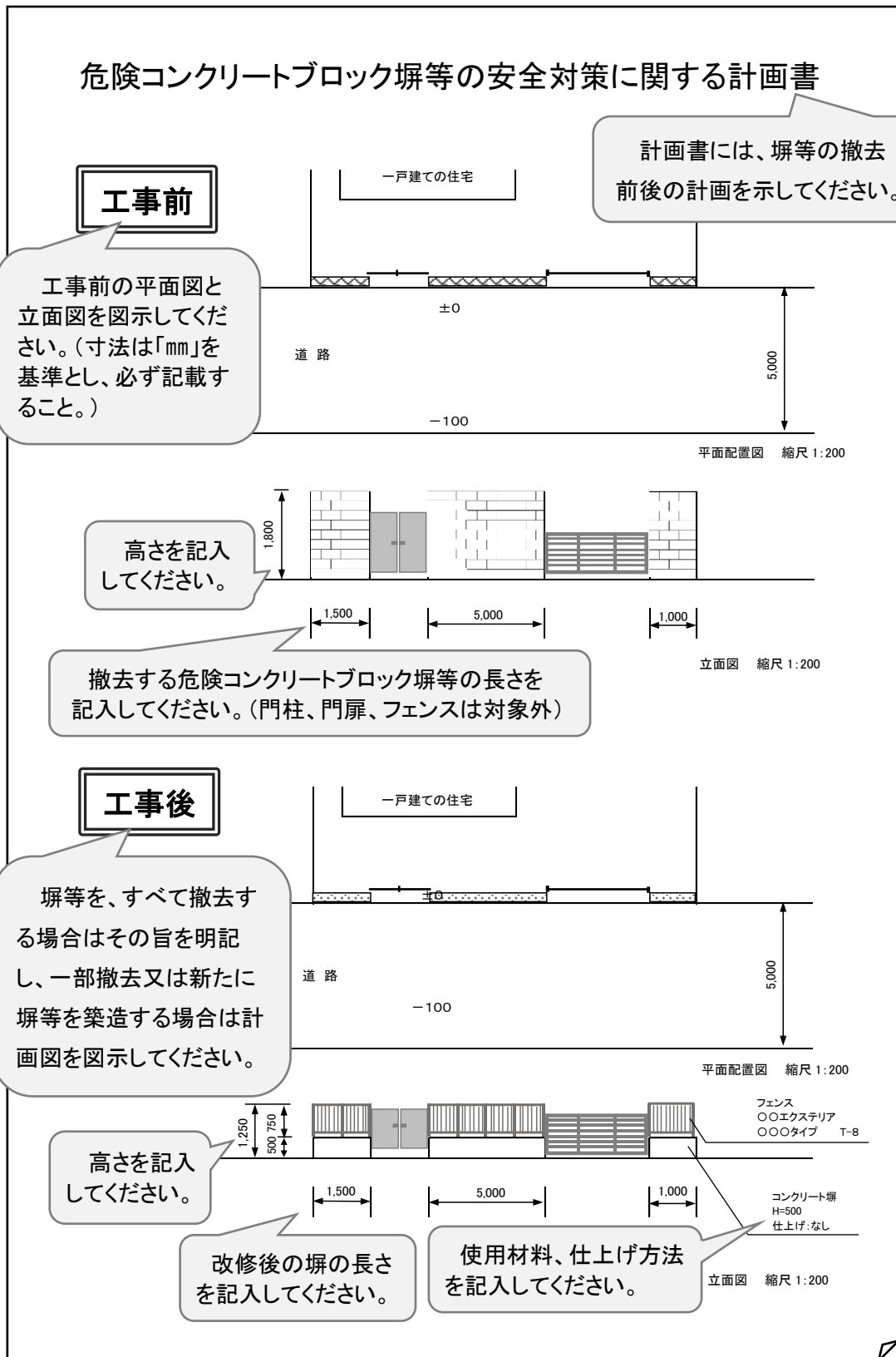
令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者氏名 習志野 太郎



押印してください。

●危険コンクリートブロック塀等の安全対策に関する計画書の作成例(参考様式)



●見積書の作成例(参考様式)

【表紙】

宛名は申請者と同一  
にしてください。

## 御見積書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

習志野 太郎 様

下記のとおり見積申し上げます。

**御見積金額** ¥〇〇〇, 〇〇〇- (消費税含む)

見積有効期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

**工事名** 習志野様邸ブロック塀撤去工事

**工事場所** 習志野市鷺沼2丁目〇〇-〇〇

株式会社〇〇工務店  
代表取締役 藤崎 一朗 印

〒275-0011  
習志野市大久保1丁目〇〇-〇〇  
TEL 047-〇〇〇-〇〇〇〇  
FAX 047-〇〇〇-〇〇〇〇

押印が必要です。

撤去を行うコンクリートブロック塀  
等の所在地を記載してください。

【内訳明細書】

申請書に記載した撤去する  
危険コンクリートブロック塀等  
の長さと同じにしてください。

名称・仕様	数量	単位	単価	金額
1 撤去費	〇〇. 〇	m	〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
2 廃棄物運搬費	1	式		〇〇, 〇〇〇
3 処分費	1	式		〇〇, 〇〇〇
4 仮設費	1	式		〇〇, 〇〇〇
5 諸経費	1	式		〇〇, 〇〇〇
【小計】				〇〇〇, 〇〇〇
消費税				〇〇, 〇〇〇
【合計】				〇〇〇, 〇〇〇

作成する見積書は、補助対象の工事に係る費用のみの見積書を作成してください。補助対象の工事以外の門柱、門扉、フェンス等の撤去工事や塀の新設工事を一緒に行う場合は、見積書を分けてください。

●同意書等、所有者間で合意されていることが確認できるものの作成例(参考様式)

## 同意書

私は、習志野市危険コンクリート塀等安全対策費補助事業について、  
下記のとおり同意します。

撤去を行うコンクリートブロック塀等の  
所在地(地名地番)を記載してください。 記


- 1 習志野市鷺沼2丁目〇〇-〇〇に危険コンクリートブロック塀等を  
所有しており、その除却について同意します。
- 2 習志野 太郎 氏が当該事業を実施することについて、同意しま  
す。

申請者氏名を記載してください。

以 上

令和〇〇年〇〇月〇〇日

押印が必要です。

住所 習志野市鷺沼2丁目〇番〇〇号  
氏名 習志野 花子 

第3号様式(第10条)

習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金実績報告書

習志野市長 宛て

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住居表示で記入してください。

交付決定通知書の右上に記載されている交付年月日と番号を記入してください。

申請者 住所 習志野市鷺沼2丁目〇番〇〇号  
 (フリガナ) ナラシノ タロウ  
 氏名 習志野 太郎  
 電話番号 047-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け習志野市指令建指第〇-〇号により習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業が完了したので習志野市補助金等交付規則により、次のとおり添えて申請します。

契約日を記入してください。  
 また、交付決定通知日以降の日付かを確認してください。

交付決定通知書に記載されている金額を記入してください。

1	補助金の額	75,000 円
2	着手年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
3	完了年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
4	添付書類	(1) 補助対象事業に係る契約書の写し (2) 補助対象事業の遂行状況の記録及び写真(施工前・施工中・施工後) (3) 補助対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書 (4) 補助対象事業に要した費用の請求書の写し (5) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
5	習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第9条の規定により補助金の受領を委任した額	75,000 円

工事施工者より、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し又は廃棄物の収集運搬業者や処分業者との処理委託契約書の写し等を取得し、添付してください。

代理受領制度を使用する場合、代理受領を行う金額を記入してください。

第4号様式(第11条)

習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金交付請求書

空欄のままにし、  
日付は記入しないでください。 年 月 日

習志野市長 宛て

住居表示で記入してください。

申請者 住所 習志野市鷺沼2丁目〇番〇〇号  
(フリガナ) ナラシノ タロウ  
氏名 習志野 太郎  
電話番号 047-〇〇〇-〇〇〇〇

押印してください。

習志野市補助金等交付規則により、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金

交付決定通知書の右上に記載されている  
交付年月日を記入してください。

交付決定通知書の右上に記載されて  
いる交付番号を記入してください。

1 指令年月日	令和〇〇年 〇〇月〇〇日	2 指令番号	習志野市指令 建指第〇-〇号
3 交付決定額			75,000 円
4 交付確定額			75,000 円
5 交付請求額			75,000 円

交付決定通知書に記載されて  
いる金額を記入してください。

確定通知書に記載されてい  
る金額を記入してください。

「4 交付決定額」  
(上段)と同じ金額を  
記入してください。

6	金融機関名	津田沼銀行	預金区分	①普通・2当座・3貯蓄
	支店名	鷺沼支店		
	(フリガナ)	ナラシノ タロウ	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
	口座名義	ナラシノ タロウ		

6について  
補助金の振込先となる口座を記入してください。  
記載漏れや間違いがないか確認してください。

※代理受領をされる場合、代理受領者について記入してくだ  
さい。(第5号様式 受任者の振込先と同じ)

第5号様式(第11条)

委 任 状

空欄のままにし、  
日付は記入しないでください。

年 月 日

習志野市長 宛て

(委任者) 住 所 習志野市鷺沼2丁目〇番〇〇号

氏 名 習志野 太郎



押印してください。

電話番号 047-〇〇〇-〇〇〇〇

私は、習志野市危険コンクリートブロック塀等安全対策費補助金 75,000 円について、下記の者に受領の権限を委任します。

委任する金額を記入してください。

記

(受任者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

工事を施工した特定施工者  
について記入してください。

振 込 先

金融機関名 \_\_\_\_\_

本・支店名 \_\_\_\_\_ 本・支店

預金種別 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄

口座番号 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

口座名義 \_\_\_\_\_



【お問い合わせ】

<p>あしたの ハーモニーが 響くまち 習志野市</p> 	<p>習志野市 都市環境部 建築指導課</p> <p>〒275-8601 習志野市鷺沼二丁目1番1号</p> <p>電話 047-453-9231 FAX 047-453-7384</p>	
--	--	---

習志野市ご当地キャラ ナランド♪